令和5年度第3回久慈圏域医療連携会議及び久慈構想区域地域医療構想調整会議とりまとめ結果等

1 議案等について

(1) 議案 1 岩手県保健医療計画(R6-R11)について ・地域編(久慈保健医療圏)の見直しについて

了承 21 (全委員了承)

※オブザーバー(※議決権なし) 2名から意見あり

(2) 議案2 公立病院経営強化プランの検討について

岩手県立病院等の経営計画 [2019-2024] (改定素案) について

了承 21 (全委員了承)

※委員1名から補足意見あり オブザーバー1名から意見あり

(3) その他 (議案以外に関する意見)

委員1名から意見あり

2 意見及び対応等について

(1) 議案1 岩手県保健医療計画(R6-R11)について

・地域編(久慈保健医療圏)の見直しについて

(オブザーバーからの意見等)

ア 医療と介護の連携の充実…大いに期待しています。

医療従事者の育成に手厚い取組を。

支援制度の周知について。学生や保護者にしっかり伝えてほしいと思います。

若手の医師、看護師の方の経験を伝えることに関して、小学校の高学年まで対象を拡げてはどうか。 (オブザーバー 久慈市保健推進委員連絡協議会 川代 会長)

【事務局の考え】

計画案記載のとおり、医療と介護の連携を推進します。また、奨学金制度の周知、医師を講師とした学校での出前講座、県立病院での医療現場体験といった医療人材の育成に係る取組を引き続き行っていきます。医療従事者の経験を伝える対象等については、今後の取組の参考とさせていただきます。

イ 久慈保健医療圏における、不足している医師の確保と医療従事者の負担軽減は、最も大切な事であ り、早急に対応が求められる。 (オブザーバー 久慈市民生児童委員協議会 七十刈 会長)

【事務局の考え】

県北、沿岸部の医師確保については、本計画と関係する「岩手県医師確保計画」において、奨学金養 成医師を計画的に配置し、医師の地域偏在の解消を図ることとしています。

また、久慈保健所では、奨学金制度の周知、医師を講師とした学校での出前講座、県立病院での医療 現場体験といった医療人材の育成に係る取組を引き続き行っていきます。併せて、医療従事者の負担 軽減のため、時間内での診療やかかりつけ医を持つこと等の適正受診について、管内市町村広報への 掲載依頼や県ホームページへの掲載により、地域住民への周知を図っていきます。

ウ 健康づくり応援団として、保健推進委員もフレイル予防、生活習慣の改善について、これからも取り組んでいきたい。食生活改善推進員と連携していきます。(オブザーバー 久慈市保健推進委員連絡 協議会 川代 会長)

【事務局の考え】

計画案記載のとおり、県としても、市町村・関係団体とも連携を図りながら、フレイル予防の促進や生活習慣の改善の推進に取り組みます。

(2) 議案2 公立病院経営強化プランの検討について

岩手県立病院等の経営計画 [2019-2024] (改定素案) について

(委員及びオブザーバーからの意見等)

○ 修正ではないですが、3働き方改革の○医療機関の適正受診に…の適正受診とは何かがわからないと思います。診療時間内に勤務が終わるように決められた時間受診が必要である事と、時間外診療は待ち時間の長時間化や他院への紹介転院の増加など、患者さん1人あたりの診療時間が減ることを啓蒙していただきたいです(県立久慈病院長 遠野 委員)

【事務局の考え】

岩手県立病院等の経営計画〔2019-2024〕の作成主体である岩手県医療局に御意見を共有します。 また、久慈保健所では、時間内での診療やかかりつけ医を持つこと等の適正受診について、管内市町村 広報への掲載依頼や県ホームページへの掲載により、地域住民への周知を図っていきます。

(3) その他(議案以外に関する意見)

(委員からの意見等)

- ○開業医の大幅な減少と医師高齢化が問題である。それに伴って、病院からの逆紹介患者の受け入れ が難しくなることが予想される。
- ○県立久慈病院各診療科医師の増員を要望する。 (久慈医師会 会長 千田 委員)

【事務局の考え】

県北、沿岸部の医師確保については、本計画と関係する「岩手県医師確保計画」において、奨学金養成医師を計画的に配置し、医師の地域偏在の解消を図ることとしています。また、久慈保健所では、奨学金制度の周知、医師を講師とした学校での出前講座、県立病院での医療現場体験といった医療人材の育成に係る取組を引き続き行っていきます。県立久慈病院各診療科医師の増員要望については、岩手県医療局に御意見を共有します。

3 岩手県保健医療計画 (R6-R11) 地域編(久慈保健医療圏) の修正について

事務局において、次のとおり文言を整理します。

- (1) 修正箇所
 - ①「2 圏域における重点的な取組の方向」の「(2)生活習慣病の予防及び医療」内の〈主な取組〉のうち(予防)の一つ目(2月13日付け久保第410号で送付した資料1のp.5)

修正前	修 正 後
○ 住民を対象とした地区健康教室や講演	○ 市町村による住民を対象とした地区健康教
会を開催するとともに、減塩をはじめと	室や講演会をの開催を促進するとともに、減塩
する栄養・食生活改善、身体活動・運動、	をはじめとする栄養・食生活改善、身体活動・
家庭での血圧測定の推奨等生活習慣予防	運動、家庭での血圧測定の推奨等生活習慣病予
の普及啓発に引き続き取り組みます。	防の普及啓発に引き続き取り組みます。

• 修正理由

地区健康教室や講演会の実施主体(市町村)の記載等及び脱字の訂正

②「2 圏域における重点的な取組の方向」の「(3) 医療従事者の確保及び多職種連携の推進」内の 〈主な取組〉のうち(地域医療を支える取組の推進)の二つ目(2月13日付け久保第410号で送付 した資料1のp.7)

修正前	修正後
○ 住民が日頃からかかりつけ医を持ち、	○ 住民が 日頃からかかりつけ医を持ち、なるべ
適切な医療機関の受診を行うよう普及啓	く通常の診療時間内に受診する等の 適切な 医
発に取り組みます。	療機関の適正受診を行うよう住民への普及啓
	発に取り組みます。

• 修正理由

適正受診の具体例の記載及び文言の整理